

金融検査マニュアル 新旧対照表

別紙 15

改定前	改定後
<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ~II. (略)</p>	<p>顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>I. ~II. (略)</p>
<p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 顧客説明態勢 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト¹⁷の機会を提供することにより非公開情報の提供を行う場合や、内部管理等に関する業務を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p>	<p>III. 個別の問題点</p> <p>【検証ポイント】 (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 顧客説明態勢 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 弊害防止措置に関する着眼点 顧客との取引において、優越的地位の濫用、抱き合わせ取引等の不適切な事象を回避するため、業務隔壁を設ける等の顧客説明の場面における弊害防止措置を講じる態勢となっているか。 例えば、金融商品取引業者との間で、法人顧客に対してオプトアウト¹⁷の機会を提供すること等により非公開情報の提供を行う場合や、内部の管理及び運営に関する業務等を行うために非公開情報を受領し又は提供する場合に、適切な対応を行っているか。また、保険募集において、優越的地位の濫用等の不公正取引、顧客の同意を得ない非公開金融情報や非公開保険情報の利用等の弊害防止措置等が適切に機能しているか。</p>
<p>脚注 17 (略)</p>	<p>脚注 17 (略)</p>
<p>3. ~8. (略)</p>	<p>3. ~8. (略)</p>